

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年11月11日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 期ズレ解消に伴う「減少事業所に係る一括拠出金額」の取扱いについて ◆

最低責任準備金調整額の計上（期ズレの解消）に伴う「減少事業所に係る一括拠出金額（以下、「脱退時特別掛金」という。）」の取扱いについて、厚生労働省あて確認した内容をご連絡いたします。

22年3月末以降の財政決算を基準日とする場合と22年3月末より前を計算基準日とする場合では、取り扱いが異なりますのでご留意願います。
詳細は別紙をご参照ください。

以上



<期ズレの解消に伴う脱退時特別掛金の取扱いについて>

【22年3月末以降の財政決算を基準日とする脱退時特別掛金の計算】

脱退時特別掛金の算定において、継続基準ベースにて算定する場合は、期ズレ解消を反映しての計算（最低責任準備金調整控除（加算）額の計上）が必須となり、下表のとおり規約変更が必要。

なお、脱退時特別掛金を非継続基準ベースで計算する場合は、規約変更不要。

算定時の計算区分	規約変更の要否
(1) 未償却過去勤務債務	不要
(2) 繰越不足金	計算過程で最低責任準備金を使用する場合、必要
(3) 資産評価調整加算額 (数理的資産評価の場合)	(2)と同様
(4) 脱退により財政運営上発生 する不足金	(2)と同様

- (注) 1. 上記(1)のみを脱退時特別掛金としている場合は規約変更は不要。
2. 脱退時特別掛金への影響有無は規約の内容により異なる場合がある。

【22年3月末より前を計算基準日とする脱退時特別掛金の計算】

以下の①、②のいずれにも該当する場合、期ズレ解消を反映することが可能。

(以下を実施しなければ、期ズレ解消を反映しないことが可能。)

①期ズレを解消した掛金計算結果を代議員会で議決していること。

②脱退時特別掛金に関する規約変更（上記内容と同一）を実施していること。

(代議員会の議決が必要（理事長専決は不可）。遡及適用可能。)

(注) 1. 規約において、掛金計算後の数値に基づいて脱退時特別掛金を算定することとしていない場合（(掛金計算結果の議決にかかわらず) 財政決算を基準日として算定する旨の規定がされている場合等）は、②に係る規約変更のほか、当該基準日に係る規約の規定を変更する必要があります。

2. 以下のケースについても、代議員会において当該内容の意思決定が行われており、代議員会議事録等へその証跡を残しておけば、上記①の条件に該当します。

- ・掛金引上猶予を適用して従前の掛金を適用することを決定した場合（長期運営計画を議決した場合）。
- ・最低責任準備金調整控除額の反映や下方回廊方式の適用の結果、掛金引上げが不要となった場合。

以上

